

# ASBJ、バーチャルPPAにおける需要家の会計上の取扱いを定める実務対応報告を公表

2025年11月11日、ASBJより実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」が公表されました。

バーチャルPPA

非化石価値

需要家



## News

- バーチャルPPAによる非化石価値の取引について、需要家の会計上の取扱いを明確化するための実務対応報告が公表されました。なお、取引の相手方である発電事業者の会計上の取扱いは本実務対応報告の対象外とされています。
- 非化石価値を受け取る権利は、発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点で費用処理し、対価の支払義務に係る負債を計上します。会計処理は遅くとも発電月から3ヵ月後の月末にあたる、国による電力量の認定時点までに行うこととされています。
- 2026年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用され、早期適用も認められます。



## Background

企業の環境意識の高まりとともに、再生可能電力が有する非化石価値を電力の取引を伴わずに移転する契約として、バーチャルPPAが注目を集めています。しかし、このような新しい取引に対する会計上の取扱いはこれまで十分に整備されておらず、特に、差金決済を行う場合にデリバティブとして扱うべきか否かが明確ではありませんでした。この課題に対応するため、バーチャルPPAにおける需要家の会計処理を明確化するための実務対応報告が公表されました。



## Insight

遅くとも国による認定時点までに費用処理を行う必要があるため、この時点までに必要な情報を入手することが求められます。

また、IFRS®会計基準と異なり、非化石価値の対価として差金決済を行う場合でも、デリバティブとしての会計処理は不要であることが明らかにされています。ただし、今後、非化石価値取引の進展等により、会計上の取扱いについて見直しが行われる可能性がある点に留意が必要です。

## 1. 何に関する実務対応報告？

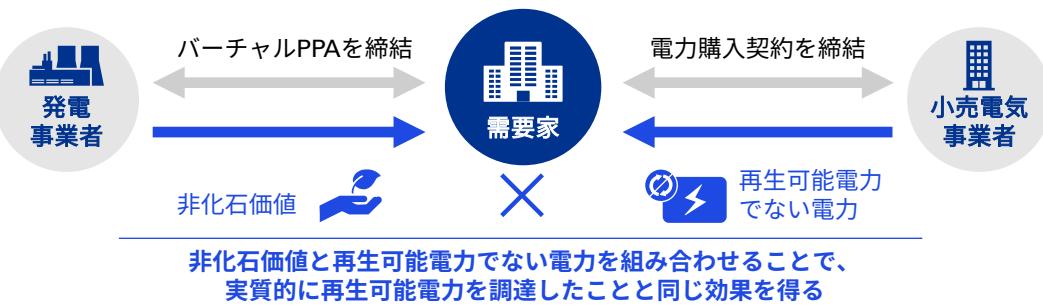
本実務対応報告は、バーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャルPPA」）による非化石価値の取引について、**需要家の会計上の取扱いを明確化**するための実務対応報告です。

### (1) バーチャルPPAとは？

現時点では明確な定義はありませんが、再生可能電力の発電事業者から需要家（非化石価値を自己使用目的で購入する者）へ、事前に合意した価格及び期間に基づき、電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約を指すことが多いと考えられています（本実務対応報告BC1項）。

需要家は、バーチャルPPAによって取得した非化石価値と、別途調達する再生可能電力でない電力を組み合わせることで、実質的に再生可能電力を調達したことと同じ効果を得ることができます。そのため、バーチャルPPAは、脱炭素や低炭素化に向けた取組みの1つとして利用されています（本実務対応報告BC1項）。

図1：バーチャルPPAのイメージ



### (2) 非化石価値とは？

本実務対応報告の「非化石価値」は、再生可能エネルギー源を利用する電源としての価値とされています（本実務対応報告第5項(1)）。実務対応報告では具体的な記述はありませんが、企業会計基準委員会（ASBJ）の審議の過程では、一般社団法人日本卸電力取引所において現在取引されている非化石証書のうち、「非FIT再エネ指定非化石証書」が証する価値が該当することが言及されています（第550回企業会計基準委員会 審議事項(5)-3 第17項）。

### (3) 誰に適用される？

本実務対応報告は、需要家の会計上の取扱いを定めています（本実務対応報告第1項）。取引の相手方である発電事業者の会計上の取扱いは定められていません（本実務対応報告BC5項）。

## 2. どのような契約に適用される？

本実務対応報告は、次の契約に適用されます。これは、現在わが国で行われているバーチャルPPAの一般的な取引形態を基礎として整理されたものです（本実務対応報告第2項、第3項及びBC10項）。

発電事業者と需要家の契約	特定卸供給事業者（アグリゲーター）等と需要家の契約
<p>需要家による非化石価値の転売が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち概ね次の特徴を有するもの</p> <p>① 発電事業者と需要家の相対の契約である。</p> <p>② 需要家は、発電事業者との間で、契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。</p> <p>③ 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。</p>	<p>需要家による非化石価値の転売が想定されておらず、特定卸供給事業者等から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち次の特徴を有するもの</p> <p>① 特定卸供給事業者等と需要家の相対の契約である。</p> <p>② 需要家は、特定卸供給事業者等との間で、再生可能電力発電設備で発電を行う者の再生可能電力発電設備を契約で指定し、当該再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を特定卸供給事業者等から購入する契約を締結する。</p> <p>③ 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。</p>

なお、需要家と小売電気事業者の相対の取引については、本実務対応報告の適用範囲に含まれないと考えられます（ASBJ「主なコメントの概要とそれに対する対応」No.28）。

## 3. どのような会計処理が行われる？

### （1）基本的な会計処理

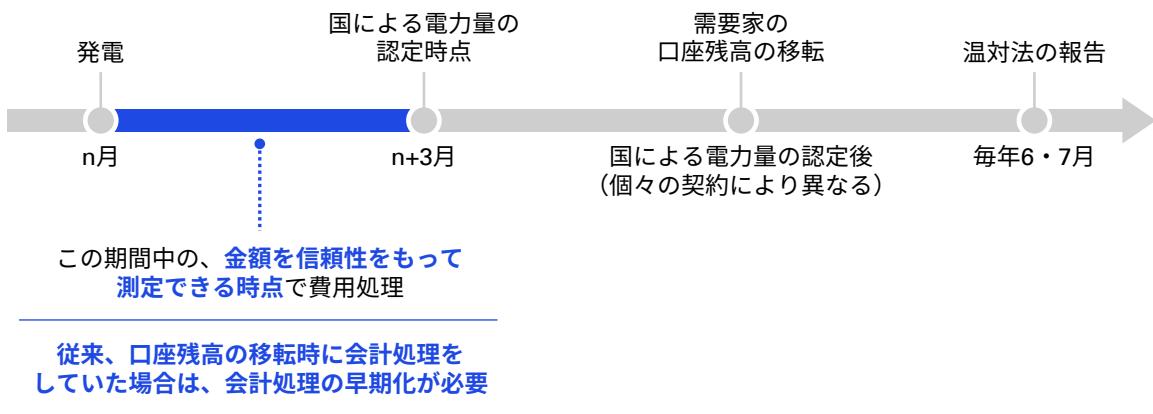
非化石価値を受け取る権利は、次の両方を満たした時点で費用処理し、同時に対価の支払義務に係る負債を計上します（本実務対応報告第6項及び第7項）。

- ・ 発電が行われていること
- ・ 金額を信頼性をもって測定できること

また、会計処理は遅くとも発電月から3ヶ月後の月末にあたる、国による電力量の認定時点までに行うこととされています（本実務対応報告第6項）。そのため、この時点までに必要な情報を入手することが求められます。

従来、需要家が会計処理を行うタイミングはバラつきがあったものと考えらますが、例えば、非化石価値取引システムの口座残高が増加した時点や、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）（以下「温対法」）の報告の時点で会計処理を行っていたケースでは、会計処理を行うタイミングが早くなるため留意が必要です。

図2：会計処理のタイミング



(2) 対価の差金決済を行う場合で、卸電力市場価格>契約上の固定価格となる場合

バーチャルPPAでは、非化石価値の対価の支払条件について、差金決済が一般的であるとされています。バーチャルPPAにおける差金決済とは、次の金額を非化石価値の対価として決済することをいいます。

$$\text{対価} = (\text{契約上の固定価格} - \text{卸電力市場価格}) \times \text{発電量}$$

卸電力市場価格は変動するため、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回り、需要家が対価を受け取ることとなる場合があり得ると考えられます。このような場合、受け取った対価を費用から減額します（本実務対応報告第8項）。

(3) 子会社・関連会社への非化石価値の融通

現在のわが国の制度上、親会社が購入した非化石価値を会社法（平成17年法律第86号）上の子会社又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）上の関連会社に融通することが認められています。

この制度に基づき需要家が子会社・関連会社に融通する目的で非化石価値を購入した場合、子会社・関連会社において自己使用目的となるときには、本実務対応報告の対象となります。

具体的には、次のように会計処理を行います（本実務対応報告第5項(2)ただし書き及び第9項）。

- ・ 親会社を「需要家」として扱い、親会社は子会社・関連会社へ融通する分も含めて費用処理を行う。
- ・ 需要家と子会社・関連会社の取引については、取引の経済実態を適切に表すように両者の合意内容に基づき会計処理を行う。

#### (4) 開示は必要？

本実務対応報告では特段の開示に関する定めはありません。ただし、契約が財務諸表全体の観点から重要であり、利害関係者の判断に必要と認められる場合には追加情報として開示が必要となります（本実務対応報告BC45項）。

### 4. 適用時期及び経過措置

#### (1) 適用時期

2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することも認められます（本実務対応報告第10項）。

#### (2) 経過措置

適用初年度の期首において、発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できるものについては、その金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減します（本実務対応報告第11項）。

### 5. IFRS会計基準との差異

#### (1) デリバティブに該当するか否か

非化石価値の対価について、上記3. (2) のような差金決済を行うことが一般的であり、差金決済の想定元本等にあたると考えられる電力量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合、デリバティブに該当するか否かについての論点が考えられます。

これについて、本実務対応報告では、デリバティブに該当するか否かの検討及びデリバティブの会計処理を行う必要はないことが明らかにされました（ASBJ「主なコメントの概要とそれらに対する対応」No.32）。これは、ASBJは、契約に含まれる差金決済という特徴のみに着目してデリバティブに該当するか否かの検討を行うのではなく、需要家にとって契約の主たる目的であると考えられる非化石価値の取得について、どのような会計処理が経済実態を表すのかの検討を行うこととしたためとされています（本実務対応報告BC22項）。

この点、国際会計基準審議会（IASB）が2024年12月18日に公表した「自然依存電力を参照する契約（IFRS第9号及び第7号の改訂）」では、本実務対応報告が想定する契約と類似の契約について、一定の要件を満たす場合にはデリバティブとして処理し、そのヘッジ手段とヘッジ対象につき一定の実務上の取扱いが明確にされています。

## (2) 会計処理の認識・測定

IFRS会計基準においては、上記（1）で述べたとおり、本実務対応報告が想定する契約と類似の契約について、一定の要件を満たす場合にはデリバティブとして処理されることから、需要家は発電事業者との間で契約を締結した時点で当初認識されて、純損益を通じて公正価値で測定されます。他方、本実務対応報告では、遅くとも国による電力量の認定時点までに金額を信頼性をもって測定し負債を計上することとされており、負債等の認識や金額の測定に相違があります。

## 6. 今後の見直しについて

本実務対応報告は、バーチャルPPAについての明確な定義はなく、さまざまな類型が考えられるなかで、範囲を限定して当面必要と考えられる実務上の取扱いを明らかにしたものとなります。ASBJは、今後の非化石価値取引の進展等や会計実務の状況により、別途の対応を図ることの要望が市場関係者によりASBJに提起された場合には、対応の要否を判断するとしており（本実務対応報告BC4項）、今後、会計上の取扱いについて見直しが行われる可能性がある点にも留意が必要です。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報をもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーрайト © IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public